

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係）	1
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第二条関係）	2
○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（第三条関係）	4
○原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（第四条関係）	5

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（廃棄事業に係る防護措置が必要な場合） 第三十六条 法第五十一条の十六第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 廃棄物埋設施設（法第五十一条の二十四の二第一項に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設であつて地表から深さ七十メートル以上の地下に設置されたものうち、同項の認可を受けた閉鎖措置計画に従つて当該廃棄物埋設施設の全ての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行ったものを除く。）において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合（当該防護対象特定核燃料物質が固体状の物（アルファ線を放出する放射性物質の放射能濃度が十ギガベクレル毎トンを超えないものに限る。）に含まれる場合を除く。）</p> <p>二（略）</p>	<p>（廃棄事業に係る防護措置が必要な場合） 第三十六条 法第五十一条の十六第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 地上又は地表から深さ五十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合（当該防護対象特定核燃料物質が固体状の物（アルファ線を放出する放射性物質の放射能濃度が十ギガベクレル毎トンを超えないものに限る。）に含まれる場合を除く。）</p> <p>二 地表から深さ五十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設施設（当該廃棄物埋設施設のすべての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行ったものを除く。）において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合</p> <p>三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一 一 二十七 （略）</p> <p>二 二十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の二十九第一項の許可</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 一 一 三十 （略）</p> <p>三十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一 一 二十七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 一 一 三十 （略）</p> <p>（新設）</p>

2
3
(略)

三十一
〜
三十七
(略)

2
3
(略)

三十一
〜
三十七
(略)

○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十一 （略）</p> <p>三十二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の二十九第一項の許可</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十一 （略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>（関係周辺都道府県知事の要件）</p> <p>第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所（発電用原子炉（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）が設置されているものに限る。）の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県（当該原子力事業所に設置されている全ての発電用原子炉が同法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであることその他の事情を勘案し、当該都道府県の当該区域において当該原子力事業所に係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定したものを除く。）であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。）が作成されているものであることとする。</p>	<p>（関係周辺都道府県知事の要件）</p> <p>第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所（発電用原子炉（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）が設置されているものに限る。）の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県（当該原子力事業所に設置されている全ての発電用原子炉が同法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであることその他の事情を勘案し、当該都道府県の当該区域において当該原子力事業所に係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定したものを除く。）であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。）が作成されているものであることとする。</p>